

## いちご一会とちぎ国体佐野市売店設置要項

### 1 趣旨

この要項は、いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会佐野市歓迎・おもてなし基本計画に基づき、全国から訪れる選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の便宜を図るため、売店の設置に関し必要な事項を定める。

### 2 設置場所

売店の設置場所は、各競技会場とする。

### 3 設置期間及び開設時間

- (1) 売店の設置期間は、各競技会の開催期間とする。なお、設置期間中の途中開設・閉設は原則として認めない。ただし、競技会中止の場合はこの限りでない。
- (2) 売店の開設時間は、原則として開始式又は競技開始1時間前から競技終了後30分までとし、準備・後片付けはこれに含まれるものとする。ただし、必要に応じて関係機関・団体等と競技の上、変更できるものとする。

### 4 出店数、位置及び規模

出店数及び出店位置は実行委員会が決定し、売店の規模は、原則として1店舗あたり概ね20㎡（2間×3間テント）以内とする。ただし、出店状況等を勘案し、必要に応じて調整できるものとする。

### 5 販売品目

売店における販売品目は、大会参加者等の便宜を図るもの及び佐野市の特産物等とし、次に掲げるものとする。

- (1) 国体関連グッズ
- (2) 郷土物産品
- (3) スポーツ用品
- (4) 飲食物（アルコール飲料を除く。）
- (5) 宅配便
- (6) その他実行委員会が特に必要と認めたもの

### 6 その他

- (1) 競技別リハーサル大会における売店の設置については、この要項に準じて実施し、大会の規模、競技の特殊性に応じて運用する。
- (2) この要項に定めるもののほか、売店の設置運営に関して必要な事項は、別に定める。